

〔 本要綱は、3年度予算政府案に基づくものであり、成立した
予算の内容に応じて変更があり得ることに留意ください。 〕

米需要創造推進事業実施要綱（案）

農林水産省事務次官依命通知

制定 平成28年3月29日付け27政統第728号

改正 令和2年3月30日付け元政統第1864号

改正 令和3年〇月〇日付け〇政統第〇〇号

第1 趣旨

高齢化、人口減少等による米の消費減少が今後とも見込まれる中で、優れた生産装置である水田を有効活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、新たな米の需要を創造する必要がある。このため、米に関する規格制定を支援することに加え、米の需要創造に向けた企業・団体が連携した調査・広報等の取組を支援することとする。

第2 事業の内容等

米需要創造推進事業において実施する事業の内容及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

第3 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、政策統括官に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更（政策統括官が別に定める重要なものをいう。）、中止又は廃止については、前項の規定を準用する。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、事業採択の年度内に限るものとする。

第5 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業に必要な経費について政策統括官が別に定めるところにより補助するものとする。

第6 報告等

事業実施主体は、政策統括官が別に定めるところにより、本事業の実施状況及び評価を取りまとめ、政策統括官に報告するものとする。

第7 国による助言等

国は、本事業の実施に関して、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第8 委任

本事業の実施に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、政策統括官が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成28年3月29日付け27政統第728号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元政統第1864号）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の米活用畜産物等ブランド化推進事業実施要綱により実施した事業については従前の例による。

附 則（令和3年〇月〇日付け〇政統第〇〇号）

- 1 この要綱は、令和3年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

（別表）

事業の内容	事業実施主体
<p>1 米の民間規格の制定支援 米の国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓や高付加価値化を推進し、新たな米の消費を創造するため、低価格、品質の安定、食味といった、消費者や企業等のユーザーのニーズを取り込んだ規格の制定のための検討会の開催、ニーズ等の調査の実施・実証、専門家への相談等の取組を支援する。</p>	政策統括官が別に定める公募により選定された団体
<p>2 米の需要創造に向けた企業・団体が連携した調査・広報支援 米と健康の関係性等に着目した米の需要の創造を推進するため、新たな需要の創造につながるような研究・商品等についての情報収集や市場の調査のほか、新たな需要を拡大するための情報発信等の取組を支援する。</p>	政策統括官が別に定める公募により選定された団体